

こどもまんなか児童福祉週間 を知っていますか

問 こども支援課こども相談係 (☎ 47 - 4405)

こども家庭庁では、こどもや家庭、こどもたちの健やかな成長について考えることを目的に、こどもの日からの1週間(5月5日(金)～11日(金))を「こどもまんなか児童福祉週間」と定めています。



令和7年度は、「いつだって まんまるまんなか こどもたち」を標語に、児童福祉の理念の普及・啓発に取り組みます。

みんなで守ろう こどもの笑顔

核家族化・少子化など、育児を取り巻く社会環境が変化しているなか、地域の皆さんの何気ない関わりが親子の心の支えになります。子育て家庭が孤立しないよう、あいさつなどの声かけや困ったときの手助けなど、地域の皆さんからの温かいサポート・応援をお願いします。



第22回 纏向学セミナー

申・問 纏向学研究センター (☎ 45 - 0590)

纏向遺跡を中心とした調査研究成果を紹介するセミナーです。第22回は「民俗学から見た纏向の古代・山と川、および四季」と題して浦西勉さん(元龍谷大学文学部教授)を講師に開催します。

▶日時 7月19日(土) 13:30～16:00

▶場所 市立図書館研修室1

▶内容 ●浦西勉さんによる講演
●寺沢薫さん(纏向学研究センター所長)との対談

▶定員 270名(先着順)

▶費用 無料

▶申込方法

●郵送 7月11日(金)〈必着〉までに代表者住所・連絡先・参加者氏名を往復はがき*に記入のうえ、郵送で下記へ

●電子申請 7月17日(金)までに電子申請 e - 古都ならから申し込み

*往復はがき1枚につき2名まで申し込みができます。



詳細は、右記二次元コードまたは上記へ。

詳細はこちら▲

【申し込み先】

纏向学研究センター (〒633-0001 三輪686 芝運動公園内纏向学研究センター「纏向学セミナー担当」)

新婚さんを支援します 令和7年度結婚新生活支援補助金

申・問 こども政策課こども政策係 (☎ 47 - 4504)

県外から市内に転入する新婚夫婦に対して、住宅取得費用・引っ越し費用などを補助します。



▶対象 次の全てに当てはまること

- 令和7年1月1日(金)から令和8年3月31日(金)の間に婚姻を届け出た双方が39歳以下であること
- 双方または一方が県外からの転入者で、過去1年以内に県内居住歴がないこと
- 双方が5年を超えて市内に居住する予定があること
- 世帯所得が計500万円未満であること など

▶定員 先着順(予算に達し次第、終了)

▶助成額 最大30万円(双方が29歳以下の場合は最大60万円)

▶申込方法 対象に当てはまることを事前に確認のうえ、令和8年3月31日(土・日曜日、祝日を除く)までに上記窓口へ申し込み



詳細はこちら▲

老朽化した危険な空き家を解体する人へ 解体工事費用の一部を補助します

申・問 住宅課 (☎ 42 - 9111 内線3163)

市民の安全・安心と居住環境の向上を図るため、地域に悪影響を及ぼしている老朽化した空き家の解体工事費用の一部を補助します。



老朽危険空き家等除却支援事業補助金

▶対象物件 市内に所在する空き家で次のいずれかに当てはまる物件

- 桜井市が特定空き家などと認定した空き家
- 桜井市へ不良住宅認定申請を行い、その認定を受けた空き家

▶対象工事 対象物件の除却が12月末日までに完了する工事であり、申請時点で施工業者と未契約であること

▶対象者* 空き家の所有者など対象物件を除却することに正当な権限を持ち、市税などを滞納していない人

*上記のほかにも対象者の条件があります。詳細は上記へ。

▶募集件数 7件(抽選選考)

▶補助額 上限30万円

▶申込方法 補助対象に当てはまるかを事前に確認のうえ、5月1日(金)～30日(金)(土・日曜日、祝日を除く)に上記窓口へ申し込み